１　自主除雪について

 **資料６**

 **(1) 自主除雪従事者名簿の確認について**

　・ 提出いただいた「自主除雪従事者報告書」の内容点検をお願いします。

　・ 修正や追加は随時可能ですので、必要な場合はご連絡ください。

　・ 事故等が発生した場合に保険会社が閲覧する可能性があります。

**⑵　除雪機械整備事業に対する補助について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **対象経費** | **補助率** | **補助限度額** | **備考** |
| **除雪機械の購入** | １／２以内 | ２０万円 | **受付中** |
| **除雪のための改造経費** | ２０万円 | **受付中** |
| **除雪機械の修繕** | ５万円 | **受付中** |

　・ 補助申請を予定している場合は、事前にご相談ください。

　・ 特に購入をお考えの方は、お早めにご連絡ください。

　・ 補助金の交付決定後、購入・修繕し、支払いが済んでいるものは、速やかに実績報告書・請求書をご提出ください。（請求書の日付欄は、空欄のままでお願いします。）

　**⑶　自主除雪実施報告書について**

|  |  |
| --- | --- |
| **除雪した月** | **提出期限** |
| **１２・１月分** | 翌月の１０日まで（毎月報告） |
| **２・３月分** | ３月１０日（月）まで |
| **その後の除雪分** | その都度 |

　・ 補助額は、１時間当り2,000円となります。

　・ 請求方法　３月下旬に一括請求（書類一式は、建設課で作成します。）

　・ 補助金の支払いは、令和７年４月になります。

**⑷　自主除雪の保険について**(10月区長会資料の修正・再掲)

　・ **駒ヶ根市内道路除雪作業に係る傷害保険（民間の補償保険）**

|  |  |
| --- | --- |
| **死亡・後遺障害** | 300万円 |
| **入院保険金日額** | 4,000円 |
| **通院保険金日額** | 3,000円 |

　・ **補償対象**

|  |  |
| --- | --- |
| **事故の内容** | **補償の有無** |
| **本人の怪我等** | 補償あり |
| **機械の故障等** | 補償なし ※1 |
| **第三者へ賠償(対人・対物)** | 補償なし ※2 |

　　 ※１　ただし、除雪機械補助（修理）の対象となります。

　　 ※２　対人・対物事故の保険について

　　　　　 　除雪に使用するトラクター等は、機械の大きさにより特殊自動車（大きさにより、大型または小型）に分類されます。これらの車両については、対人・対物事故の賠償に備えるため、所有者、使用者等が自動車保険（車両保険）に加入していただく必要があります。

　　　　　　市で一括して加入できる保険がありませんので、関係の皆様のご理解ご協力をお願いします。

|  |
| --- |
| 万一作業中に事故が発生し、除雪従事者本人が怪我等を負った場合は、建設課まで至急連絡いただくとともに、保険金請求のため、現場状況の写真等を撮っていただくようお願いいたします。 |

　　**事故等の連絡先 建設課監理係　　（電話83-2111　内線511）**

２　凍結防止剤の配布について

|  |  |
| --- | --- |
| **配布日** | 12月9日～13日頃を目途 |
| **配布先** | 報告いただいた配布先 |

　・ 配布前に、報告いただいた連絡先にお知らせします。

　・ シーズン中、追加を希望する場合は、原則として区長、自治組合長から建設課（電話83-2111）へ連絡後、直接取りに来てください。

　・ 実際に取りに来ていただく方はどなたでも構いません。